



Title	報告要旨 高齢者と相続問題 : 相続預貯金の払戻し請求を中心として
Author(s)	千藤, 洋三
Citation	研究所報, 14: 41-42
Issue Date	2001-03-31
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/2216">http://hdl.handle.net/10112/2216</a>
Rights	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

## 第24回公開講座

開催日 平成12年12月5日(火)

テーマ 「高齢者と相続問題—相続預貯金の  
払戻し請求を中心として—」

講師

千藤 洋三

### 報告要旨

#### 高齢者と相続問題

##### —相続預貯金の払戻し請求を中心として—

法学研究所研究員・法学部教授

千藤 洋三

わが国の高齢者の多くは、老後の生活等を慮って、それなりの財産を蓄えている場合が多い。これらの財産として、銀行への預金や郵便局への貯金が考えられる。高齢者が死亡したあと、この預貯金の払戻しをめぐって、現在、裁判所の判断（判例。最一小判昭29・4・8民集8巻4号819頁）と銀行・郵便局での実務の取扱いについて、大きな対立がある。その内容は、判例によれば、預貯金者である被相続人の死亡と同時に、当該財産は、相続預貯金となり、法定相続分に応じた割合で各法定相続人に分割承継される。可分債権は、相続開始と同時に分割承継されるという論法による。そこでの根拠は、被相続人の死亡と同時に、つまり協議や裁判等で遺産分割が確定する前に、遺産は法定相続人に共有されるとの見解に基づいている。また、銀

行等は通帳と印鑑の所有者に対する払戻しについては、債権の準占有者への弁済(民478条)として保護されうる。したがって、たとえば、三人の子がいたとすれば、遺産は三等分され、各自が法定相続分の割合で、遺産分割協議を経る前に、払戻し請求を行うことができる。

これに対して、実務では、払戻し請求を拒否する。どうしても、払戻しを求めるのであれば、遺産分割協議書もしくは払戻し請求者以外の法定相続人の同意書等の提出を要求する。その理由としては、寄与分や特別受益分などがあって法定相続分の確認は容易でないこと、遺言書がでてくる可能性が高いこと、後日の遺産分割協議等の成立により、法定相続分とは異なる内容の遺産承継が行われうること、被相続人の本当の預貯金かについて争いが出てくる場合がありうること、法定相続人についても死後認知等がありうること、などが理由となっている。そして、もしも法定相続分に基づいた払戻しに銀行が安易に応じた場合には、銀行の責任が問われる恐れがつよいと主張する。そうした考え方の根拠として、相続開始後、遺産分割までの間の相続財産に対する法定相続人の権利義務は、合有に基づいていることが挙げられる。

この問題に対する学説の考え方は、合有説が

多数説であったとあってよい。そして、今日もなお、「もっとも信頼できる体系書の最新版」は、合有理論を強調してやまない(中川善之助=泉久雄『相続法[第四版]』有斐閣・平成12年217頁以下)。しかし、近時の大方の見解は、遺産共有の性質論を共有か合有かといった議論に基づいて一律に割り切るのではなく、個々の具体的な法律関係に応じて、その効果を決していこうとする。そうすると、本問題の場合に、実務での取扱いをもっと評価した考え方がでてきているのではないと思われる。こうした立場から、昭和29年最高裁判決を読みなおす動きが出てきている。また一部学説は、近時の最高裁判例(最一小判平4・4・10家月44巻8号16頁)が「遺産たる金銭」は、「金銭その他の可分債権」と異なり、当然に分割されることはないと判示した点を評価し、金銭債権は当然に分割されるとの法理が変更されるのではないかと、との期待を抱いている。しかし、なお、法理論上、未だ解決されていない課題が多い。

なお、本講演では、開始してからかなり多くの時間を専門用語の説明にかけることにより、聴衆の理解を促進すべく努めたことを記しておく。